

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人基礎力財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、従たる事務所を京都府京都市に置く。

3 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も、同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会のあらゆる分野、人生のあらゆる段階において必要とされる基礎力の能力評価基準を策定し、個人が学習によって習得した能力を C E F (Common European Framework of Reference for Languages) や I S O (International Organization for Standardization) などの国際的基準に合致した資格や検定によって測定し、広く社会の中で評価される仕組みを提供する。

目標の明示とその目標を達成した成功体験の喜びを社会全体で共有することによって、人々の持続的な学習意欲を喚起し、基礎力の向上によって社会の生産性を高め、国力向上の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学習成果（基礎力）を適切に測定するための評価実施事業
- (2) 学習成果（基礎力）を適切に測定するための調査研究事業
- (3) 基礎力向上を促進するための講習会・セミナー等の開催
- (4) 基礎力を向上させるための助成振興事業
- (5) 基礎力に関する能力評価システムの開発
- (6) 基礎力向上に関する相談および指導
- (7) 前各号の実施の上で必要な出版物の刊行
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告の方法)

第6条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 財産及び会計

(設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第7条 設立者の名称及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、この定款の附則に掲げる財産目録に示すとおりである。

(基本財産)

第8条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第7条の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき

は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 評議員及び理事並びに監事の名簿

(3) 評議員及び理事並びに監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち

重要なものを記載した書類。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第12条 この法人が資金の長期借入（その事業年度の収入をもって償還する借入は除く。以下同じ。）をしようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行おうとする場合においても、前項の定めを適用する。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する

評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15条の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第16条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員会への出席等この法人における

職務の執行が専ら認められるときに限り、その対価として1日当たり50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員がその職務を執行するために要する交通旅費等の費用については、実費にて支弁するものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 資金の長期借入及び重要な財産の処分または譲受け
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

- 2 評議員会は、前項第4号に掲げる事項を除き、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外のことについて決議することができない。

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、毎年度

2月及び必要がある場合に開催する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選によって定める。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、他の理事が評議員会を招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4 招集の通知は、理事長が、評議員会の日の一週間前までに、各評議員に対し、評議員会の目的である事項ならびに日時及び場所その他の必要な事項を記載した書面にて発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意がある場合には、この招集の手続きによることなく評議員会を開催することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分または除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票

数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該評議員会において選定された出席評議員の代表2名は、前項の議事録に署名もしくは記名押印する。

第6章 役員

(役員等)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、常任理事を若干名置くことができる。
- 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 各理事について、他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事会への出席等この法人における職務の執行が専ら認められるときに限り、その対価として1日当たり50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 理事及び監事はその職務を執行するために要する交通旅費等の費用については、実費にて支弁するものとする。

3 常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備
- (2) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（招集及び開催）

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、通常理事会として毎年度6月及び2月に、理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、随時招集することができる。
- 4 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名もしくは記

名押印する。

第8章 組織及び職員

(事務局及び職員)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 事務局に事務局長1名を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長及び職員は、有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(相談役)

第37条 この法人に、任意の機関として、2名以下の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事長の委嘱を受け、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の求めに応じ、助言を行うこと。
 - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。
- 3 相談役は、原則として無報酬とする。なお、相談役がその職務を遂行するために要する交通旅費等の費用については、実費にて支弁するものとする。

(委員会)

第38条 この法人に、任意の機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の決議をもって設置され、その目的とする事柄について、専門的な見地から調査し、研究しまたは審議する。
- 3 委員は、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。
- 4 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 会 員

(会員)

第39条 この法人の事業目的に賛同し、会費を納める個人または法人その他の団体については、この法人の会員とすることができる。

2 会員及び会費に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 雑 則

(設立当初の事業年度)

第43条 第9条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の事業年度は、この法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款の施行について必要な細則)

第44条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議により、理事長が定める。

(法令の準拠)

第45条 この定款に定めのない事項は全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令に従う。

附 則

1 この定款は、この法人成立の日から施行する。

2 この法人の設立時理事長は、次に掲げる者とする。

設立時理事長 陰山 英男

3 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 田中 慶治

設立時評議員 藤原 和博

設立時評議員 増澤 空

設立時評議員 山本 恒夫

4 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 小野 昭

設立時理事 陰山 英男

設立時理事 本間 正人

設立時理事 和田 秀樹

設立時監事 西田 隆夫